

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第

三八号）（先議）要旨

本法律案は、平成二十五年三月三十一日までに特定支障除去等事業を完了させることが困難な事案や、新たに都道府県等が特定支障除去等事業として実施することを希望している事案がある状況に鑑み、平成十年六月十六日以前に不法投棄等が行われた特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を引き続き計画的かつ着実に推進していくため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の有効期限を平成三十五年三月三十一日まで延長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律の有効期限を平成三十五年三月三十一日まで延長することとする。
- 二、環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成三十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針を定めなければならないこととする。
- 三、都道府県等は特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画を定めようとするときは、平成二十五年三月三十一日までに環境大臣に協議しなければならないこととする。

四、この法律は、公布の日から施行する。